

7 建築第 781 号
令和 7 年 9 月 29 日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

「都市計画法開発許可申請の実務」の一部改正について（通知）

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、事務手続きの一部見直しに伴い、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条による審査基準である「都市計画法開発許可申請の実務」について、下記のとおり（詳細は別添新旧対照表参照）改正しましたので、通知します。

記

1 改正事項

事項	概要説明	対象ページ（改正後）
規則第 60 条適合証明の提出先変更	規則第 60 条適合証明のうち建築指導課が申請先となるものについて土木事務所を受付窓口とするよう改正	8 章－ 5

2 適用日

令和 7 年 10 月 1 日

3 その他

- ・改正後の全文を府ホームページに掲載予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344